

みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱

令和4年3月28日
告示第34号

みどり市新商品開発チャレンジ支援事業費補助金交付要綱(平成21年みどり市告示第60号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、地域産業の振興及び地場産品の販路拡大を図るため、商品開発事業及び販路拡大事業を実施する事業者等に対し、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、みどり市補助金等に関する規則(平成18年みどり市規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。)及びこれに準ずる団体をいう。
- (2) 展示会等 自社製品及び自社技術等の新たな取引先の開拓を目的とした、県内外で開催される展示会、見本市又は商談会をいう。この場合において、オンライン展示会は含まれるが、一般消費者向けの販売を目的としたものは除くものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、次に掲げる者で市税等の滞納がないものとする。

- (1) 市内に主たる事業所、工場等を有する中小企業者等で、次のいずれにも該当するもの
 - ア 市内で1年以上の事業実績があること。
 - イ 市内で製造業、小売業又は飲食業を営む者
- (2) みどり市ブランド商品認証要綱(平成23年みどり市告示第162号)第7条に規定する認証事業者(以下「認証事業者」という。)

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。

- (1) 商品開発事業
 - ア 新商品開発事業 自社技術等を利用し新たに商品を開発する事業
 - イ 商品改良事業 既存商品をより優れたものにするため改良する事業
 - ウ パッケージ改良事業 既存商品をより優れたものにするためパッケージデザインを改良する事業
- (2) 販路拡大事業
 - ア 出展事業 展示会等に出展する事業
 - イ ホームページ事業 ホームページの開設又は改良を行う事業

ウ EC サイト事業 自社型 EC サイトの構築及びモール型 EC サイトに出店する事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表に掲げる経費とする。

2 前項で規定する補助対象経費のうち、国、県等から補助金の交付を受けている場合又は補助金の交付決定前に補助対象経費を支払っている場合は、その補助対象経費については補助金の対象外とする。ただし、4月1日から同月30日までの期間に出展事業を実施し、かつ、補助金の交付決定前に補助対象経費を支払うことがやむを得ないと認められる場合に限り、その額を補助対象経費とすることができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額とする。

(1) 商品開発事業 補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は20万円とする。ただし、パッケージ改良事業を行う場合の限度額は10万円とする。

(2) 販路拡大事業 補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は30万円とする。

2 前項の規定は、認証事業者が行う補助対象事業について準用する。この場合において、同項各号中「2分の1以内」を「3分の2以内」と読み替えるものとする。

(補助回数等)

第7条 補助金の交付は、次の各号に掲げる補助対象事業に応じ、1年度において併用して申請することができる。

(1) 商品開発事業 1事業者当たり1年度につき1回を限度とする。

(2) 販路拡大事業 1事業者当たり限度額に達するまで、次のとおり補助金を交付することができる。

ア 出展事業は、1年度につき複数回行うことができる。

イ ホームページ事業は、1回を限度とする。

ウ EC サイト事業は、1年度につき1回を限度とする。

(交付の申請)

第8条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書(法人の場合に限る。)

(2) 直近の事業年度における決算書又は確定申告書の写し

(3) 市税等の滞納がないことを証明する書類

(4) 補助対象事業の内容が分かる書類

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象事業者に通知するものとする。

(変更又は中止の申請)

第10条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定を受けた後に、やむを得ない理由により事業の変更又は中止をするときは、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金事業(変更・中止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更の決定)

第11条 市長は、前条の規定による事業の変更又は中止の申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金事業変更交付決定通知書(様式第4号)により補助対象事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象事業者は、事業が完了したときは、完了した日から30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金事業実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業の成果物又は事業を実施したことを証明する写真
- (2) 領収書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金確定通知書(様式第6号)により補助対象事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第14条 市長は、交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付を受けた日の属する年度の末日から3年以内に、市外に主たる事業所、工場等に移転したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(市への協力)

第15条 交付の決定を受けた者は、市が行う当該補助金に係る調査等に対して協力するものとする。ただし、特別な理由がある場合は、この限りでない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のみどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に事業を実施しようとする者について適用し、令和3年度末までに事業を終了した者については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

補助対象経費一覧表

区分	補助対象事業	補助対象経費
商品開発事業	新商品開発事業	1 商品の研究及び試作に要する経費 2 試作品の原材料購入に要する経費
	商品改良事業	3 デザイン設計等に要する経費
	パッケージ改良事業	4 容器包装の試作に要する経費 5 その他市長が必要と認める経費
販路拡大事業	出展事業	1 出展料 2 装飾に要する経費 3 広告に要する経費 4 交通費及び宿泊に要する経費 5 電気器具、ガス器具、水道設備の借上げ等に要する経費 6 光熱水費 7 商品の運搬に要する経費 8 その他市長が必要と認める経費
	ホームページ事業	1 開設又は改良に要した経費 2 デザイン設計及び商品画像撮影等に係る委託料 3 その他市長が必要と認める経費
	ECサイト事業	1 自社型ECサイトを新たに立ち上げるための初期費用 2 モール型ECサイトに出店するための初期費用 3 デザイン設計及び商品画像撮影等に係る委託料 4 その他市長が必要と認める経費

備考

補助対象経費に消費税は含まない。

みどり市長 様

所在地：
 事業者名：
 代表者名：

みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付申請書

みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金の交付を受けたいので、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業所概要

創業日	
従業員数	人
区分 (1 又は 2 のいずれかにチェック)	1 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食業
	2 <input type="checkbox"/> 認証事業者

補助対象事業概要

事業区分	<input type="checkbox"/> 新商品開発事業 <input type="checkbox"/> 商品改良事業 <input type="checkbox"/> パッケージ改良事業 <input type="checkbox"/> 出展事業 <input type="checkbox"/> ホームページ事業 <input type="checkbox"/> EC サイト事業		
事業内容			
補助金申請額	金 円		
事業経費 (消費税は含まない)	項目	予算額(円)	備考
	計		
備考			

様式第 2 号(規格 A4)(第 9 条関係)

第 号
年 月 日

事業者名：

代表者名：

みどり市長



みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金について、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり補助金の額が決定しましたので通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

みどり市長 様

所在地：
 事業者名：
 代表者名：

みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金事業(変更・中止)申請書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けました、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金について、その内容を変更したいので、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり事業の(変更・中止)を申請します。

記

事業区分	<input type="checkbox"/> 新商品開発事業 <input type="checkbox"/> 商品改良事業 <input type="checkbox"/> パッケージ改良事業 <input type="checkbox"/> 出展事業 <input type="checkbox"/> ホームページ事業 <input type="checkbox"/> ECサイト事業			
変更又は中止をする内容				
補助金交付決定額	金 円			
変更補助金申請額	金 円			
事業経費 (消費税は含まない)	項目	当初予算額 (円)	変更予算額 (円)	備考
	計			

年 月 日

事業者名：

代表者名：

みどり市長



みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金事業変更交付決定通知書

年 月 日付けで(変更・中止)申請のありました、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金について、補助金の額の変更を決定したので、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更前の補助金交付決定額 金 円

4 変更後の補助金交付決定額 金 円

みどり市長 様

所在地：
 事業者名：
 代表者名：

みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金事業実績報告書

年 月 日付け(第 号)で交付決定を受けました、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金について、事業が完了したので、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業区分	<input type="checkbox"/> 新商品開発事業 <input type="checkbox"/> 商品改良事業 <input type="checkbox"/> パッケージ改良事業 <input type="checkbox"/> 出展事業 <input type="checkbox"/> ホームページ事業 <input type="checkbox"/> EC サイト事業		
事業内容			
事業成果			
事業経費 (消費税は含まない)	項目	決算額(円)	備考
	計		
振込先	金融機関名	銀行・信金・信組 農協・労金	本店 支店
	口座番号 (フリガナ)	普通・当座	No.
	口座名義		
備考			

様式第 6 号(規格 A4)(第 13 条関係)

第 号
年 月 日

事業者名：

代表者名：

みどり市長



みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金について、補助金の額を確定したので、みどり市事業者チャレンジ支援事業費補助金交付要綱第 13 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助金の確定額 金 円
- 2 補助金交付日 年 月 日に指定された口座へ振り込みます。